

(参考) 現行の都道府県社会的養育推進計画の策定要領の体系

大項目	中・小項目等
1. 今回の計画策定の位置付け	児童福祉法の改正経緯、今般の改正趣旨、計画の見直しの必要性、策定要領の提示理由 等
2. 基本的考え方	今般の児童福祉法の改正を踏まえた主要項目に係る取組推進上の留意点、取等
3. 都道府県推進計画の記載事項	「(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像」～「(11)留意事項」まで項目名を列挙
4. 項目ごとの策定要領	(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
	(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
	(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
	① 市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組
	② 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
	(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
	(5) 里親等への委託の推進に向けた取組
	① フォスターリング業務の包括的な実施体制の構築
	② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
	(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
	(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
① 施設で養育が必要な子ども数の見込み	
② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	
(8) 一時保護改革に向けた取組	
(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	
(10) 児童相談所の強化等に向けた取組	
① 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組	
② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組	
(11) 留意事項	